



当協会のおゆみ

昭和12年 8月	社団法人東京信用保証協会設立登記	昭和30年12月	八王子支所開設
同 12年 9月	業務開始	同 45年 1月	池袋支所開設
同 24年10月	財団法人東京信用保証協会設立登記	同 46年 4月	五反田支所開設
社団法人東京信用保証協会的一切を継承		同 47年 4月	立川支所開設
同 28年 8月	信用保証協会法公布施行	同 47年10月	錦糸町支所開設・本所分室設置
同 29年 7月	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更	同 50年 4月	新宿支所開設
同 33年 7月	中小企業信用保険公庫設立	同 55年 6月	千住支所開設
同 38年12月	保証債務の最高限度額引上げ	平成元年 5月	上野支所開設
基本財産の37.5倍から50倍		同 3年 4月	渋谷支所開設
同 61年11月	当座貸越根保証(略称 当貸L)の取扱い開始	同 5年 9月	葛飾支所開設
同 62年 2月	長期経営資金保証(略称 長経)の取扱い開始	同 7年 6月	用賀センター開設
同 62年 7月	事業者カードローン当座貸越根保証(略称 当貸S)の取扱い開始	同 8年 2月	大田支所開設
同 63年11月	1中小企業(業務方法書第1の1項の規定)に対する保証限度額を2億円に引上げ実施(現行の限度額)	同 10年 5月	本所建替のため移転・有楽町分室設置
平成 2年 4月	保証債務の最高限度額引上げ(現行の限度額)	同 12年 5月	新本所ビル完成により現在地に移転・本所分室・有楽町分室を統合
基本財産の50倍から60倍		同 16年 8月	「本所」「支所」を「本店」「支店」へ呼称変更
同 3年10月	基本理念、およびシンボルマークを改定、コミュニケーションネーム「東京ギャランティ」(TOKYO GUARANTEE)を制定	同 22年 7月	八重洲分室設置
同 7年11月	保証限度額の一部引上げと信用保証料の一部引下げを実施		
無担保保険に係る保証2,000万円から3,500万円			
特別小口保険に係る保証500万円から750万円			
新事業開拓保証1億5,000万円から2億円(組合等は3億円から4億円)			
無担保保険または特別小口保険に係る保証の保証料率を5%引下げ			
同 9年 6月	季節資金特別保証制度(略称 季節)創設		
同 10年 4月	短期資金特別保証制度(略称 活力)創設		
同 10年 6月	保証対象中小企業者の範囲を拡大		
資本金1億円(卸売業7,000万円、小売・サービス業5,000万円)以下			
従業員300人(卸売業100人、小売・サービス業50人)以下			
同 10年10月	保証限度額の一部引上げ		
無担保保険に係る保証3,500万円から5,000万円			
特別小口保険に係る保証750万円から1,000万円			
	中小企業金融安定化特別保証制度(略称 安定化)創設		
同 11年 2月	中堅企業特別保証制度(略称 中堅)創設		
同 11年 9月	中小企業金融安定化特別保証制度 創業関連(略称 安定化S)、経営資源活用関連(略称 安定化V)の創設		
同 11年12月	保証対象中小企業者の範囲を拡大(現行の規模要件)		
資本金3億円(卸売業1億円、小売・サービス業5,000万円)			
従業員300人(卸売・サービス業100人、小売業50人)			

- 基本理念・行動指針
- コンテンツ
- ごあいさつ
- プロフィール
- 経営方針
- 平成24年度事業概況
- 当協会の取り組み
- 当協会の業務
- 個人情報保護
- コンプライアンス態勢
- 定款
- 資料編
- 役員名簿・組織機構図
- 当協会のおゆみ
- 事業所のご案内

- 同 12年 3月 第1回東京都CLO対応資金融資保証制度(略称 **CLO**)実施
- 同 12年 4月 特定社債保証制度(略称 **私募債**)創設
- 同 12年12月 保証限度額の一部引上げ
- 無担保保険に係る保証5,000万円から8,000万円**
- 同 13年 1月 保証協会債権回収(株)設立
- 同 13年 3月 中小企業金融安定化特別保証制度終了
- 同 13年 4月 保証協会債権回収(株)事業開始
- 同 13年12月 売掛債権担保融資保証制度(略称 **売債**)創設
- 保証限度額の一部引上げ**
- 特別小口保険に係る保証1,000万円から1,250万円**
- 新事業創出関連保証の無担保保険に係る保証1,000万円から1,500万円**
- 同 14年 4月 保証協会債権回収株式会社(東京営業所多摩分室)開設
- 同 14年12月 事業再生保証制度(略称 **再生**)創設
- 同 15年 2月 資金繰り円滑化借換保証制度(略称 **資金繰**)創設
- 同 15年 4月 信用保証料率改定
- 保証協会債権回収株式会社(東京営業所五反田分室・錦糸町分室・上野分室)開設
- 同 16年 1月 東京再生サポート保証制度(略称 **再生サポート**)創設
- 同 16年10月 無担保当座貸越根保証制度(略称 **当貸ホップ**)創設
- 同 18年 1月 特定社債保証制度(略称 **私募債**)拡充
- 同 18年 4月 信用保証料率体系の改正
- 保証利用資格要件の緩和(所在地・業歴要件)
- 保証条件の緩和(連帯保証人)
- 当座貸越根保証制度改正
- 同 18年 5月 創業アシストプラザ開設
- 同 19年 3月 保証協会債権回収株式会社 上野分室 廃止
- 同 19年 4月 創業アシストプラザ多摩分室開設
- 同 19年 5月 共同システムの稼働
- 同 19年 8月 流動資産担保融資保証(略称 **ABL**)、事業再生保証
- 特定信用状関連保証、事業再生円滑化関連保証、再挑戦支援保証の創設
- 同 19年10月 責任共有制度の実施
- 小口零細企業保証制度の創設
- 同 20年10月 原材料価格高騰対応等緊急保証制度の創設
- 同 20年11月 予約保証制度の創設
- 同 21年 3月 保証協会債権回収株式会社 五反田分室・錦糸町分室 廃止
- 同 21年 6月 中小企業承継事業再生関連保証の創設
- 同 21年 8月 商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証の創設
- 同 21年12月 条件変更対応保証制度の創設
- 同 22年 2月 景気対応緊急保証制度の創設
- 同 23年 3月 東日本大震災により被災した中小企業者に対する「災害関係保証」の取扱い開始
- 景気対応緊急保証制度終了
- 同 23年 5月 東日本大震災復興緊急保証制度の創設
- 同 24年 9月 東京企業力強化連携会議の構築
- 同 24年10月 経営力強化保証制度の創設

- 基本理念・行動指針
- コンテンツ
- ごあいさつ
- プロフィール
- 経営方針
- 平成24年度事業概況
- 当協会の取り組み
- 当協会の業務
- 個人情報保護
- コンプライアンス態勢
- 定款
- 資料編
- 役員名簿・組織機構図
- 当協会のあゆみ
- 事業所のご案内